

## 奈良県立民俗博物館あり方検討業務委託仕様書

### I 総則

#### 1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県立民俗博物館あり方検討業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

#### 2. 業務目的

平成28年度に策定した「奈良県文化振興大綱」における本県の文化振興施策に関する考え方に基づき、奈良県立民俗博物館（以下「民俗博物館」という）がより効果的に機能を発揮するためのあり方の方針及び基本計画を策定する。

#### 3. 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納 期 平成30年3月26日
- (2) 納入場所 奈良県地域振興部文化資源活用課

#### 4. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

#### 5. 提出書類

乙は、本業務受託決定後、業務実施にあたって、民俗博物館がより効果的に機能を発揮するためのあり方の方針及び基本計画の策定に向けた体制、役割分担、作業内容、作業工程等を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。また、策定に向けた事務処理体制の確保等、適切な準備を行うこと。

#### 6. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

#### 7. 成果品の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

## 8. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

## II 業務内容

### 9. 奈良県立民俗博物館の概要

#### (1) 用語の定義

民俗博物館は、以下の施設を総称したものとする。

- ① 博物館本館
- ② 古民家
- ③ 収蔵品倉庫

#### (2) 立地

民俗博物館は、里山、梅林、しょうぶ園、多目的広場、駐車場から成る大和民俗公園と称する都市公園（26.6ha）に立地。昭和49年11月10日に設置。

#### (3) 施設（建物）の種類

民俗博物館は、以下の施設から成る。

- ① 博物館本館  
建築面積（4,642 m<sup>2</sup>）延床面積（6,354 m<sup>2</sup>）鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階
- ② 古民家  
江戸時代の和の代表的な古民家15棟を公開展示（詳細は別紙1参照）
- ③ 収蔵品倉庫  
仮設プレハブ収蔵庫2棟

### 10. 業務概要

#### (1) はじめに

これまで、大和民俗公園は、県土マネジメント部、民俗博物館については、地域振興部が所管していたが、これを一体的にあり方について検討を進めていくとの方針が平成28年度に決まった。これを契機に、より効果的に機能を発揮する民俗博物館のあり方の方針案を策定する。なお、当該方針案については、県土マネジメント部が平成28年度までに策定した「大和民俗公園の利活用基本計画」を踏まえると共に、同計画と連携を図り、同計画を部分修正して当計画を組み込むことを前提として策定し、組み込む作業についても当委託業務に含むものとする。

#### (2) 本業務の概要は次のとおりである。

- ① 課題の整理
- ② 奈良県文化振興大綱、大和民俗公園基本計画等の関連計画、博物館法、都市公園法等の関連法との整合性、関係性の整理
- ③ 現状の確認、及び課題解決の方向性（案）の作成
- ④ 県民ニーズ調査の実施

- ⑤ 類似施設、関係団体への現状調査（ヒアリング）の実施
- ⑥ 今後の方針（案）の策定
- ⑦ 県土マネジメント部策定の大和民俗公園の利活用基本計画への反映
- ⑧ 取りまとめ
- ⑨ 打合せ協議

## 1 1. 課題の整理及び課題を踏まえた業務内容

### (1) 課題の整理

#### ア ハード面（施設面）に関する項目

- ① 博物館本館に関すること
- ② 古民家に関すること
- ③ 収蔵品と、その収蔵に関すること

#### イ ソフト面（運営面）に関する項目

- ① 大和民俗公園との一体管理に伴う運営方針の策定に関すること
- ② ①の目的達成のために必要な組織体制、技術系職員配置に関すること
- ③ 民間活力を活かした事業手法の検討と入館料の料金設定に関すること
- ④ 社会状況、他の美術館、博物館等の文化振興関連施設との連携等、外部要因に関すること

### (2) 課題を踏まえた業務内容

#### ア 奈良県文化振興大綱、大和民俗公園基本計画等の関連計画、博物館法、都市公園法等の関連法との整合性、関係性の整理

#### イ 現状の確認、及び課題解決の方向性（案）の作成

前記の課題項目毎にその内容を整理する。

- ① 上記（1）ア①及びイ①② 民俗博物館のあり方に関する検討について  
大和民俗公園の整備と併せた民俗博物館の機能や形態の他、美術館、博物館等の県内文化振興関連施設との役割分担や連携、歴史文化資源の保存・継承・展示の機能を適切に果たしていくために必要な整備や手法などを分析し、①新館建設・現館リニューアル（公園便益施設としての活用含む）、②他の施設との統廃合や集約化、③廃止にまで踏み込んだ民俗博物館のあり方に関する検討を、概算費用の積算を含めて行う。
- ② 上記（1）ア② 古民家に関すること  
古民家の適切な展示環境を維持するために、今後必要となる修繕費見込額の算出と年次計画を立案する。
- ③ 上記（1）ア③ 収蔵品と、その収蔵に関すること  
博物館法に基づく民俗博物館の展示や収蔵品（詳細は別紙2のとおり）に関する課題を整理し、適切な管理及び展示のあり方について検討する。
- ④ 上記（1）イ③ 民間活力を活かした事業手法の検討と入館料の料金設定に関すること  
今後の維持管理や運営等について、民間の活力導入による低廉かつ良好なサービスの提供や高い集客力を確保する仕組みの構築などの可能性を検討する。併せて、集客予測や経済波及効果並びに社会的な影響（民俗博物館が地域に与える影響や効果）の分析などを実施する。

- ⑤ 上記（１）イ④ 社会状況、他の美術館、博物館等の文化振興関連施設との連携等、外部要因に関すること

開館後４２年を経た社会情勢の変化や博物館が提供するサービスの変化などについて調査して取りまとめ、これを分析し、奈良県が整備すべき民俗博物館のミッション（使命）、テーマ、求められるべき機能に関する検討を行う。

ウ 県民ニーズ調査の実施

イについて検証するため、学校教育機関、観光協会、商工会、社会福祉協議会、老人クラブ、自治会等の関係団体（４０団体程度）を対象としたアンケート調査（Ａ４４枚程度）を実施する。

エ 類似施設、関係団体への現状調査（ヒアリング）の実施

イについて検証するため、他府県も含め、施設の見直しを行った類似施設、団体（２カ所程度）に対する調査（ヒアリング）を実施する。

オ 今後の方針（案）の策定

アからエを踏まえて標記（案）を策定する。必須の記載内容項目は以下のとおり。

①今後の方針概要

②具体的方針・計画内容

上記（１）ア①～③、イ①～④の課題項目毎に記載すること

③②を実施するために必要な経費の積算

必要に応じて、上記①～③を複数組提示する案としても良い。

また、必要に応じて上記（１）ア①～③、イ①～④の課題項目を追加しても良い。

カ 県土マネジメント部策定の大和民俗公園の利活用基本計画への反映

県土マネジメント部が実施する大和民俗公園の利活用基本計画部分修正作業打ち合わせにも適宜参加し、一体化の作業を行うものとする。

（３）その他

上記（１）から（２）の業務内容に明記していない事項であっても、目的を達成するために効果的な取組であると認められるものは、委託料上限の範囲内で追加提案することは可能とする。

また、業務を行うにあたり生じた疑義等については、速やかに甲と協議を行い、甲が指示するものとする。

1.2. とりまとめ

本業務の作業内容を成果品としてとりまとめることとする。

1.3. 打合せ協議

本業務を遂行するにあたり甲と乙は協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し、甲の承認を受けた上で提出するものとする。

Ⅲ 成果品

#### 1 4. 成果品の作成及び提出

本業務における成果品及び提出期限等は次のとおりとする。なお、各提出期限日には、紙媒体10部、電子媒体（DVD）を納品するものとする。

- (1) 中間報告（提出期限日：平成29年8月31日（木））
- (2) 今後のあり方の方針（案）（提出期限日：平成29年9月29日（金））
- (3) 大和民俗公園の利活用基本計画（提出期限日：平成29年11月30日（木））
- (4) 最終報告書（概要版・詳細版）（提出期限日：平成30年3月26日（月））

#### IV その他の事項

##### 1 5. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 民俗博物館 古民家

番号	種別	建物名称 (棟名)	文化財	階数	延面積	完成 年度
1	町屋	旧 臼井家 (便所棟を含む)	国重文	1	128.73	(S51)
2		旧 臼井家 蔵	国重文	2	36.48	(S51)
3		旧 鹿沼家	県指定	2	150.70	(S53)
4	国中	旧 吉川家	県指定	1	108.88	(S50)
5		旧 萩原家	県指定	1	98.83	(S52)
6		旧 赤土家		1	34.43	(S52)
7		旧 西川家 土蔵		1	23.48	(H5)
8	吉野	旧 木村家	県指定	1	84.14	(S57)
9		旧 木村家 納屋	県指定	1	19.68	(S57)
10		旧 前防家	県指定	2	171.96	(H2)
11		旧 前防家 渡廊下	県指定	2	63.80	(H2)
12		旧 前防家 離座敷	県指定	2	68.51	(H2)
13	宇陀 東山	旧 岩本家	国重文	1	163.44	(S55)
14		旧 松井家	県指定	1	97.56	(S61)
15		旧 八重川家	県指定	1	113.35	(H3)

